

【入所にかかる重要事項について】

【申請・入所について】

- こどもルームの利用は最長で年度末(3月31日)までとなります。翌年度の4月から引き続き利用を希望する場合には、改めて期日までに新規申請する必要があります。
- こどもルームの利用時並びに減免審査時に必要な税情報(同世帯を含む)及び世帯情報を閲覧します。また、市が保有する児童の在籍情報、心身の状況等の情報について、児童の保育を安全に実施するうえで必要な範囲において、市が当該情報を利用し、児童が在籍する特定教育・保育施設と共有します。
- こどもルームでの保育に関することについて、必要に応じて市役所内の他部署をはじめとする公的機関・指定民間施設(教育委員会・学校・保育所等)と情報を共有します。
- こどもルームの入所要件を証明する書類を審査するうえで必要な範囲において、市の他部署と情報を共有します。
- こどもルームの入所は許可期間内のみです。利用を必要とする事由がなくなった場合や利用に関して必要な証明がされなければ、その時点で退所の手続きをしていただきます。
- 求職活動をする場合、速やかにアフタースクール課へ連絡してください。求職要件での入所許可期間終了時までに入所要件を満たす書類を提出できない場合は、退所の手続きをしていただきます。
- 利用時間を変更する場合は必ず変更希望月の前月10日までに届出をしてください。変更書類が必要な場合はそちらも必ずご用意ください。
- 入所決定後に虚偽申告が発覚した場合には、入所決定を取り消すことがあります。
- 申請後、就労状況や家庭状況に変更が生じた場合は、2週間以内に新しい就労証明書を提出またはアフタースクール課へ連絡してください。手続きを怠った場合、入所要件を満たしていても入所決定を取り消すことがあります。
- 「こどもルームは集団生活の場」であるため、管理運営上支障がある場合(「お迎え遅れが続いているとき」「指導員の指示に従わないなど、他の児童の育成の過度な妨げになると認められるとき」等)は、利用許可を取り消すことがあります。児童が集団生活の中で困り感をお持ちの場合はご相談させていただきます。児童だけではなく保護者の方にも、利用ルールを守っていただくようにお願いします。

【保育料について】

- 保育料は1か月単位となっており、1日でも在籍すると利用の有無に関わらず1か月分の保育料が発生します。
- こどもルーム保育料を滞納した場合、督促状や催告状が発行されるほかに遅延損害金が発生します。正当な理由なく納付されない場合は、条例に基づき職権による入所決定の取り消し処分を行うことがあるとともに、法的手続きを行います。
- 「こどもルーム保育料の徴収・滞納処分」を目的として、必要に応じて市役所内の他部署をはじめとする公的機関と情報共有します。

【こどもルームの利用について】

- 就労先が休日等の場合は、家庭での保育にご協力ください。
- 児童が欠席する際には、必ず事前に保護者の方から利用することどもルームへ連絡してください。
- 帰宅方法は保護者の同伴が原則です。保護者の責任のもとで「一人帰り」できる時間は防災行政無線(パンザマスト)までになります。また、お子さんの安全を考慮し、敷地外の児童のみの一時外出は認めていません。
- 保護者の責任のもとで「一人帰り」を希望される場合は、入所することどもルームへ「一人帰りの利用申込書」の提出が必要になります。
- 勤務時間に通勤時間等を加味した時間が、基本的な利用時間となります。お迎えは必ず利用時間内にお越しください。